

届出内容事前チェックシート（発志院町地区）

【物流関連施設地区】

No.	項目	チェック内容	届出者	市
1	建築物等の用途の制限	建築できる建築物 ☐ 工場 → 別途提出書類あり（別添１） ☐ 危険物の貯蔵又は処理に供する建築物 → 別途提出書類あり（別添２） ☐ 倉庫 ☐ 路線バスの停留所の上家 ☐ 上記の建築物に附属するもの	適・否	☐
2	建築物の 高さ制限	最高高さ^{(※1)(※2)}（ ）m （※1）階段室、昇降機塔、装飾塔、物見塔、屋窓その他これらに類する建築物の屋上部分の水平投影面積の合計が、当該建築物の建築面積の8分の1以内の場合において、その部分の高さは5メートルまでは、当該建築物の高さに算入しない。 （※2）15mを超える場合は、都市計画審議会の上乗が必要	適・否	☐
3	容積率の 最高限度	容積率算定の根拠となる対象延べ面積：（ ）㎡…① 敷地面積：（ ）㎡…② 容積率：①／②×100 ＝ （ ）％≦200％	適・否	☐
4	建ぺい率の 最高限度	建築面積：（ ）㎡…③ 容積率：③／②×100 ＝ （ ）％≦60％	適・否	☐
5	壁面の位置 の制限	☐ 建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から敷地境界線までの距離は、3 m以上とする。 ☐ 本計画区域南端の区域界までの距離は、10 m以上とする。	適・否	☐

届出内容事前チェックシート（発志院町地区）

【物流関連施設地区】

No.	項目	チェック内容	届出者	市
6	建築物・ 工作物の 形態・意匠 の制限	☐ 良好な周辺景観との調和に配慮した全体としてバランスの取れた形態及び意匠とすること。 ☐ 道路等の公共の場所に面する部分は、歩行者等に圧迫感、威圧感を感じさせないよう配慮した形態及び意匠とすること。 ☐ 点滅する光源の設置は、原則として避けること。 ☐ 建築物の屋根、外壁又はこれに代わる柱の色彩については、原則として奈良県景観計画における色彩基準（適用区分：自然系地域）に適合するものであること。 ☐ 反射光のある素材を使用する場合は、使用する位置や量等に配慮すること。 ☐ 設置することができる屋外広告物は美観風致を害さないものとし、ネオン管及び電光掲示板は使用しないこと。	適・否	☐
7	垣又は柵の 構造の制限	☐ 敷地の周囲(出入口は除く。)に生け垣と、透視可能なネット、鉄柵又はフェンスを併設することを基本とすること。	適・否	☐
8	土地の利用 に関する事 項	☐ 樹木等による緑化については、近接する住宅地に配慮した配置や郷土種を用いる等、周辺景観との調和を図ること。 ☐ 資材置場については、周辺の環境に配慮し、良好な環境に努めること。	適・否	☐

建築基準法別表第 2 (る) 項第 1 号について

以下の事業内容に該当しない旨を確認し、□内にレ点をご記入ください。

事業内容		記入欄
(1)	火薬類取締法（昭和二十五年法律第百四十九号）の火薬類（玩具煙火を除く。）の製造	☐ 非該当
(2)	消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第七項に規定する危険物の製造（政令で定めるものを除く。）	☐ 非該当
(3)	マッチの製造	☐ 非該当
(4)	ニトロセルロース製品の製造	☐ 非該当
(5)	ビスコース製品、アセテート又は銅アンモニアレーヨンの製造	☐ 非該当 ☐ 該当 ☆該当時は下段表確認
(6)	合成染料若しくはその中間物、顔料又は塗料の製造（漆又は水性塗料の製造を除く。）	☐ 非該当
(7)	引火性溶剤を用いるゴム製品又は芳香油の製造	☐ 非該当
(8)	乾燥油又は引火性溶剤を用いる擬革紙布又は防水紙布の製造	☐ 非該当
(9)	木材を原料とする活性炭の製造（水蒸気法によるものを除く。）	☐ 非該当
(10)	石炭ガス類又はコークスの製造	☐ 非該当
(11)	可燃性ガスの製造（政令で定めるものを除く。）	☐ 非該当 ☐ 該当 ☆該当時は下段表確認
(12)	圧縮ガス又は液化ガスの製造（製氷又は冷凍を目的とするものを除く。）	☐ 非該当 ☐ 該当 ☆該当時は下段表確認
(13)	塩素、臭素、ヨード、硫黄、塩化硫黄、弗（ふつ）化水素酸、塩酸、硝酸、硫酸、燐（りん）酸、苛性カリ、苛性ソーダ、アンモニア水、炭酸カリ、洗濯ソーダ、ソーダ灰、さらし粉、次硝酸蒼（そう）鉛、亜硫酸塩類、チオ硫酸塩類、砒（ひ）素化合物、鉛化合物、バリウム化合物、銅化合物、水銀化合物、シアン化合物、クロールズルホン酸、クロロホルム、四塩化炭素、ホルマリン、ズルホナール、グリセリン、イヒチオールズルホン酸アンモン、酢酸、石炭酸、安息香酸、タンニン酸、アセトアニリド、アスピリン又はグアヤコールの製造	☐ 非該当
(14)	たんぱく質の加水分解による製品の製造	☐ 非該当
(15)	油脂の採取、硬化又は加熱加工（化粧品製造を除く。）	☐ 非該当
(16)	ファクチス、合成樹脂、合成ゴム又は合成繊維の製造	☐ 非該当 ☐ 該当 ☆該当時は下段表確認

事業内容		記入欄
(17)	肥料の製造	☐ 非該当
(18)	製紙（手すき紙の製造を除く。）又はパルプの製造	☐ 非該当
(19)	製革、にかわの製造又は毛皮若しくは骨の精製	☐ 非該当
(20)	アスファルトの精製	☐ 非該当
(21)	アスファルト、コールタール、木タール、石油蒸溜（りゅう）産物又はその残рикаすを原料とする製造	☐ 非該当
(22)	セメント、石膏（こう）、消石灰、生石灰又はカーバイドの製造	☐ 非該当
(23)	金属の溶融又は精練（容量の合計が五十リットルを超えないつば若しくは窯を使用するもの又は活字若しくは金属工芸品の製造を目的とするものを除く。）	☐ 非該当
(24)	炭素粉を原料とする炭素製品若しくは黒鉛製品の製造又は黒鉛の粉碎	☐ 非該当
(25)	金属厚板又は形鋼の工作で原動機を使用するはつり作業（グラインダーを用いるものを除く。）、びょう打作業又は孔（あな）埋作業を伴うもの	☐ 非該当
(26)	鉄釘類又は鋼球の製造	☐ 非該当
(27)	伸線、伸管又はロールを用いる金属の圧延で出力の合計が四キロワットを超える原動機を使用するもの	☐ 非該当
(28)	鍛造機（スプリングハンマーを除く。）を使用する金属の鍛造	☐ 非該当 ☐ 該当 ☆該当時は下段表確認
(29)	動物の臓器又は排せつ物を原料とする医薬品の製造	☐ 非該当
(30)	石綿を含有する製品の製造又は粉碎	☐ 非該当 ☐ 該当 ☆該当時は下段表確認

☆上表の(5),(11),(12),(16),(28),(30)に該当する場合、次ページ項目もご記入ください。

事業内容		記入欄
(5)	銅アンモニアレーヨンの製造のうち、液化アンモニアガス及びアンモニア濃度が三十パーセントを超えるアンモニア水を用いないもの（建築基準法施行令第130条の9の7）	☐ 該当
(11)	アセチレンガスの製造（建築基準法施行令第130条の9の8）	☐ 該当
	ガス事業法第二条第二項に規定するガス小売事業又は同条第九項に規定するガス製造事業として行われる可燃性ガスの製造（建築基準法施行令第130条の9の8）	☐ 該当
(12)	内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮天然ガスに係るもの（建築基準法施行令第130条の9の7）	☐ 該当
	燃料電池又は内燃機関の燃料として自動車に充填するための圧縮水素に係るものであって、安全上及び防火上支障がないものとして国土交通大臣が定める基準に適合する製造設備を用いるもの（建築基準法施行令第130条の9の7）	☐ 該当
(16)	合成繊維の製造のうち、国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める物質を原料とするもの又は国土交通大臣が安全上及び防火上支障がないと認めて定める工程によるもの（建築基準法施行令第130条の9の7）	☐ 該当
(28)	スエージングマシン又はロールを用いるもの（建築基準法施行令第130条の9の7）	☐ 該当
(30)	集じん装置の使用その他国土交通大臣が石綿の粉じんの飛散の防止上有効であると認めて定める方法により行われるもの（建築基準法施行令第130条の9の7）	☐ 該当

建築基準法別表第 2 (る) 項第 2 号について

以下の事業内容に該当する場合は数量を、該当しない場合は×印をご記入ください。

危険物			記入欄	上限
(1)	火薬類（玩具煙火を除く。）	火薬		20トン
		爆薬		10トン
		工業雷管、電気雷管及び信号雷管		250万個
		銃用雷管		2,500万個
		実包及び空包		1,000万個
		信管及び火管		50万個
		導爆線		500キロメートル
		導火線		2,500キロメートル
		電気導火線		10万個
		信号炎管、信号火箭及び煙火		2トン
		その他の火薬又は爆薬を使用した火工品		—
(2)	マッチ			150マッチトン
	圧縮ガス			3,500立方メートル
	液化ガス			35トン
	可燃性ガス			350立方メートル
(3)	第一石油類	非水溶性液体		100,000リットル
		水溶性液体		200,000リットル
	第二石油類	非水溶性液体		500,000リットル
		水溶性液体		1,000,000リットル
	第三石油類	非水溶性液体		1,000,000リットル
		水溶性液体		2,000,000リットル
	第四石油類			3,000,000リットル
(4)	(1) ～ (3) までに掲げる危険物以外のもの			—